鴻巣市こどもまんなか会議　第５回会議次第

日時　令和７年２月２１日（金）
１４時００分から
場所　鴻巣市役所　1001 会議室

１　開　　会

２　議　　事
（１）鴻巣市こどもの権利条例（案）の修正事項について　　【資料３６】
（２）鴻巣市こども計画（案）のパブリックコメントについて【資料３７】
（３）答申（案）について　　【資料３８】
（４）乳児等通園支援事業者の認可について　　【資料３９】

３　そ の 他

４　閉　　会

資料３６

鴻巣市こどもまんなか会議委員　各位

鴻巣市こどもまんなか会議

会長　　武井　利男

鴻巣市こどもの権利条例の一部修正について

立春の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

令和７年１月に開催しました第４回鴻巣市こどもまんなか会議において、鴻巣市こどもの権利条例の最終案の調整について、会長に一任いただいておりましたが、事務局から申出があり、下記のとおり一部修正することを了承しましたので、委員の皆様に通知いたします。

記

１　修正内容

【修正前】

こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の理解を深めることを目的として、11 月 20 日を**鴻巣市こどもの権利の日**とする。

【修正後】

毎年１１月２０日を、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者のこどもの権利に対する理解を深める日として、**「こうのす☆こどもの権利の日」**と称する 。

２　修正理由

こどもの権利に関する理解を深めることが条例制定の目的の一つであることから、こどもにとって親しみやすい名称にすることを意図しています。また、鴻巣の次代を担う「のすっ子」たちの未来が輝かしいものになってほしいという願いを込め「こうのす☆こどもの権利の日」としました。

資料37

令和６年度鴻巣市こども計画（案）に対する意見募集結果

１　意見公募期間

令和７年１月１７日から令和７年２月１６日まで

２　意見の提出件数等

提出者数　　３人

提出意見数　　３件

内訳

電子メール　　２件

ＦＡＸ　　１件

３　提出された意見の要旨と市の考え方

No.	分野別分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
1	全体への意見	こども・子育てに関する広範な事業・取組について、必要な情報を取得しやすい仕組みを作ってもらいたい。具体的には、ホームページにこども・子育て情報を集約したページを作り、ライフステージごとに情報をまとめてあると、必要なものが探しやすい。また、紙媒体ではなく、電子媒体の方が検索をしやすく、必要な情報にたどり着きやすい。	本市では、こども・子育て支援に関して様々な取組を推進しており、必要な情報を必要な方に届ける工夫が重要であると考えています。ご提案いただいたとおり、情報を集約し、必要な情報を探しやすくするなど、利用者が情報を取得しやすい仕組みを検討してまいります。
2	全体への意見	今後のこども施策や子育て施策を推進する際には、こどもや保護者等に意見を聴き、必要に応じて反映し、当事者目線での事業実施を推進していただきたい。	鴻巣市こども計画（案）の策定においても、こどもや子育て当事者などから意見聴取を行っております。今後もこどもや子育て当事者などからの意見を聴く機会を確保し、こども・子育て施策の推進に努めてまいります。

3	障がいのあるこども・若者の支援	高次脳機能障害を有する障がい児への相談支援体制を整備すること及び強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制を充実させることを施策に位置付けていただきたい。	強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児については、国の指針にあるように、支援ニーズの把握や、専門的人材の育成等、現状において課題が多いことから、次期障がい児福祉計画に向けて検討を行います。

※同様の意見を集約することにより、提出意見数と一致しない場合があります

資料３８

令和７年２月２６日

鴻巣市長　並木　正年　様

鴻巣市こどもまんなか会議
会　長　　武井　利男

第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画、鴻巣市こども計画
及び鴻巣市こどもの権利条例について（答申）（案）

令和５年１１月９日付鴻こ応第５９３号及び令和６年７月１０日付鴻こ応第２８５号で諮問を受けた「第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」及び第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を含む「鴻巣市こども計画」並びに「鴻巣市こどもの権利条例」について、当会議で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

当会議は、第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を含む「鴻巣市こども計画」及び「鴻巣市こどもの権利条例」について諮問を受け、計６回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

鴻巣市こども計画については、こども大綱及び埼玉県こども・若者計画の内容を踏まえた上で、第２期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画からの継続性を持たせつつ、若者支援やこどもの貧困対策等の新たな視点を加えたものであり、鴻巣市における今後のこども・若者・子育て世代に対する取組を強化・推進するための方向性が整理できたものと考え、令和７年度から令和１１年度までの適切な計画であると認めます。

鴻巣市こどもの権利条例については、児童の権利に関する条約に基づき、こどもたちを権利の主体として尊重し、こどもの持つ権利を明確にしたものであり、こどもまんなか社会の実現のために必要な考えであることから、適切な条例であると認めます。

なお、鴻巣市こども計画及び鴻巣市こどもの権利条例の推進にあたっては、当会議及びパブリックコメントで寄せられた意見・要望を尊重し、次の事項について十分配慮されることを要望します。

【鴻巣市こども計画】
・鴻巣市こども計画における基本理念としては、こどもたちからの意見を聴き「すべてのこども・若者が自分らしく成長できる　こどもまんなか・こうのす」を新たに掲げたことにより、保護者目線からの子育て支援策の推進のみならず、こども目線からのこども施策のより一層の推進を図られたい。

・新たにこども計画を策定することで、広範な取組が含まれていることから、こども・子育て支援に関する様々な取組について、ホームページにライフステージごとに情報をまとめるなど、利用者が必要な情報を取得しやすい工夫をしていただきたい。

・こども・子育て施策の推進にあたって、こどもや子育て当事者からの意見を聴き、効果的に施策を推進していただきたい。

【鴻巣市こどもの権利条例】
・鴻巣市こどもの権利条例については、こどもの定義を「青年期までの者で、心身の発達の過程にあるもの」としたことで、対象を年齢のみで区切るものではないため、支援が必要な者を含めることができ、本条例の趣旨に合致していると考えます。支援対象となる全てのこどもの権利が保障されるよう周知・啓発を含め、取組を強化いただきたい。

・意見公募で、「こどもの権利侵害からの救済として、第三者機関を設けること」という意見をいただいていたが、第三者機関として埼玉県の「子どもスマイルネット」の周知を図りつつ、本市における設置の必要性については継続して検討していただきたい。

・条例制定後に、こどもの権利について、誤解が生じないように、こどもたちに分かりやすく伝えていくとともに、保護者を含む関係者に正しく伝えていただきたい。

資料３９

乳児等通園支援事業者の認可について

令和6年10月1日に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもの新たな通園給付として、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、児童福祉法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については市町村による認可事業として位置づけられた。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第7条の規定により、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）が令和7年4月1日に施行されるまでの間においても新児童福祉法第34条の15第2項から第6項まで並びに第34条の16第1項及び第2項の規定の例により、当該認可をすることができるとされており、新児童福祉法第34条の15第4項の規定では、市町村長は、乳児等通園支援事業者の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされているため、以下の乳児等通園支援事業者の認可について、鴻巣市こどもまんなか会議の意見を聴取する。

施設種別	認定こども園				
名称	めぐみの木こども園				
設置者	学校法人愛和学園				
所在地	鴻巣市原馬室 4113				
事業開始年月日	令和7年4月1日（予定）				
利用定員（案）	区分	0歳	1歳	2歳	合計
	在園児の定員	12人	24人	30人	66人
	乳児等通園支援事業の定員	6人	3人	12人	21 人
	合計	18人	27人	42人	87人

別紙

保育施設所在図

1鴻巣保育所　2馬室保育所　3生出塚保育所　4登戸保育所　5鎌塚保育所　6吹上富士見保育所
7川里ひまわり保育園　8寺谷保育園　9まごやま保育園　10 どんぐり保育園　11 ひかりっこ保育園
12 中央たんぽぽ保育園　13 どんぐりっこ保育園　14 ふくろうの森保育園　15 なのはな保育園
16 エンゼル幼稚園　17 めぐみの木こども園　18 ゆめのはなこども園　19 大芦こども園
20 鴻巣英和こども園　21 鴻巣幼稚園　22 保育室風の街　23 きずなっこ保育園
24 カインド・ナーサリー鴻巣本町園　25 カインド・ナーサリー北鴻巣園　26 保育所まなぴぃ
27 ぬくもりのおうち保育北鴻巣園　28 ことね保育園　29LITTLE ANGEL　30 保育所まなぴぃ川里園
31 みらいの木保育園　32 あおぞら保育園　33 きずなっこガーデンナーサリー
34 たかいたかい保育園　35 元気キッズ　36 鴻巣えほんの森保育園

別記様式

担当課	こども応援課

会議の名称	令和６年度第５回鴻巣市こどもまんなか会議
開催日	令和７年２月２１日（金）
開催時間	１４時００分　開会　・　１４時５０分　閉会
開催場所	鴻巣市役所　１００１会議室
議長(委員長・会長) 氏名	会長　武井利男
出席者(委員)氏名 （出席者数）	武井利男(会長)　小林美鈴(副会長)　石田恵子　伊藤ひかり 窪香奈子　久保田泰雄　小松大祐　清水将之　鈴木将浩　高井康孝 直井利充　蔦島麻弓　平野康子　二俣一登　山口延之　渡邉吉行 （出席者１６名）
欠席者(委員)氏名 （欠席者数）	小池愛（欠席者１名）
事務局職員職氏名	こども未来部長　小林宣也　　こども未来部副部長　佐々木晴美 子育て支援課長　高子英江　　保育課長　矢澤潔 学校支援課長　杉山賢治　　こども応援課長　沼上早苗 子育て支援副参事　新井　玲奈　　学校支援副参事　鈴木聡 保育課副参事　富田まゆみ　　こども応援課副参事　黒巣弘路 保育課主幹　岡崎夏子　　こども応援課主任　田村友裕 こども応援課主事　篠原崚輔　　議会事務局副主査　小林美奈子
傍聴の可否 (傍聴者数)	可（６）

会議の内容	令和６年度第５回鴻巣市こどもまんなか会議 議事（１）鴻巣市こどもの権利条例（案）の修正事項について　【資料３６】 （２）鴻巣市こども計画（案）のパブリックコメントについて　【資料３７】 （３）答申（案）について　【資料３８】 （４）乳児等通園支援事業者の認可について　【資料３９】

【決定事項など】
・１１月２０日を「鴻巣市こども権利の日」から「こうのす☆こどもの権利の日」に修正。
・鴻巣市こども計画（案）のパブリックコメントを終え、計画の内容を決定。
・第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画、鴻巣市こども計画及び鴻巣市こどもの権利条例についての答申内容の決定。
・乳児等通園支援事業者の「めぐみの木保育園」の認可

◆議事（１）について
資料３６に基づき鴻巣市こどもの権利条例の一部修正について説明。

【修正前】

こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の理解を深めることを目的として、11 月 20 日を**鴻巣市こどもの権利の日**とする。

【修正後】

毎年１１月２０日を、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者のこどもの権利に対する理解を深める日として、**「こうのす☆こどもの権利の日」**と称する 。

◆議事（２）について
資料３７に基づき、鴻巣市こども計画（案）について説明。パブリックコメントで集まった意見の内容と、市の意見を説明。
【主な質疑応答内容】
・パブリックコメントに対する１つ目の意見の回答が、抽象的ではないか。
→ホームページの機能的な部分など、そういったところを今整理している。今できる範囲の中で、どうやったら見やすいかっていうところは今後検討していく。

◆議事（３）について
資料３８に基づき、答申（案）について説明。
【主な質疑応答内容】
・第 3 期の子ども・子育て支援事業計画の「子」は漢字を使っており、こどもの権利条例の方はひらがなになっているが、ここの整合性をどう考えるか
→こどもの権利条例など新しく作っているものに関して、法令等で決まっていないものは、ひらがなの「こども」の表記で統一しており、上位の法令等で漢字の「子ども」を使っているものに関しては、それを引っ張らせていただいている形になっている。
・答申（案）の要望の中に、中間年で計画の見直しについて、追加した方が良いのではないか。
→一般的に見ますと、中間の見直しをやるということを前提に置いているので、特に追加する必要はないと考える。

	◆議事（４）について 資料３９に基づき、乳児等通園支援事業者の認可について説明。 【主な質疑応答内容】 ・乳児等通園支援事業の定員というのは、この在園児の定員のところにプラスして定員枠を設けているのか。 →今回乳児等通園支援事業につきましては、余裕活用型と、一般型とがあり今回は一般型で、その枠とは別に職員配置を設け、改めて乳児等通園支援事業の利用者を受け入れるという形になっている。 ・乳児等通園支援事業者はどのくらいニーズがあるのか。 →8 月から市の方でも始め、対象者というのは大体９００～1，０００人の間で、登録者は 1 月末現在で、181 人累計の登録者がいる。実際の利用者は３０名ほどという形にはなっており、まだまだ大きなニーズはないと考える。
配布資料	【資料３６】 鴻巣市こどもの権利条例（案）の修正事項について 【資料３７】 鴻巣市こども計画（案）のパブリックコメントについて 【資料３８】 答申（案）について 【資料３９】 乳児等通園支援事業者の認可について

注） 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。